

健保組合からのお知らせ

兵庫県運輸業健康保険組合

平成30年度の任意継続被保険者の標準報酬月額について（公告）

平成29年9月30日における当組合の全被保険者の平均標準報酬月額を報酬月額とみなした場合の標準報酬月額が340千円となりましたので、平成30年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は340千円となり平成30年4月分保険料から適用されます。（平成29年度と変更はありません。）なお、当該被保険者の退職時の標準報酬月額が340千円より低いときは、低い方で決定されます。

平成29年度各種補助金請求書の締切り期限が近づいてきました

当組合では、平成29年度の保健事業として生活習慣病予防健診補助・短期人間ドック利用補助・がん検診利用補助・インフルエンザ予防接種費用の補助・宿泊施設利用補助を実施しております。

補助金請求書につきましては、当組合に3月30日（必着）までに提出してください。健康保険組合の事業運営基準により4月1日以降の請求につきましては、平成29年度予算として執行できないため**お支払いできません**ので、ご理解とご協力をお願いします。

補助金請求書の様式を変更しました

昨年開催しました健康管理事業推進委員会の中で、補助金の請求について、事業所の事務の負担を軽減するようご意見をいただき、様式変更について検討した結果、下記の補助金請求書につきましては、従来の請求書に被保険者印を押印していただく様式から、少しでも事務負担の軽減になるよう被保険者印の押印を不要とする様式に変更いたします。

新様式につきましては、4月初旬にホームページ上で更新いたしますので、ダウンロードのうえ、請求してください。

なお、振込手数料等の経費節減のため、引き続き事業所でまとめて請求していただきますようお願いいたします。

- ・がん検診補助金請求書
- ・インフルエンザ予防接種補助金請求書



適用関係届の様式変更

平成30年3月5日から、厚生年金保険にかかる届書についても、マイナンバーを利用した届出ができるようになり、日本年金機構が使用する届書の様式が変更になりましたが、当分の間、旧様式を取り繕って使用することができる経過措置が設けられておりますので、新様式をご案内するまでは今までどおりの届出用紙をお願いいたします。

平成30年度保健事業のご案内

被保険者並びに家族の皆さまの健康管理や健康づくりにお役立ていただけるように、平成30年度に実施する保健事業を下記のとおり予定しておりますので、ご案内いたします。

健康管理や健康づくりに関する広報

機関誌「健保だより」を発行

年4回（春・夏・秋・冬）発行予定で、被保険者のご自宅（春・秋）または事業所（夏・冬）に送付いたします。健康保険制度等に関する情報や保健事業等の案内、その他お役立ち情報を掲載しておりますので、是非、ご覧ください。

育児冊子の配付

被保険者並びにご家族が出産されたとき、育児書（月刊誌）「赤ちゃん和妈妈」を1年間ご自宅に送付いたしますので、育児や赤ちゃんの健康管理にご活用ください。



後発医薬品（ジェネリック）の使用促進

薬剤費が一定額以上安くなるとされる被保険者並びにご家族の皆さまに対して、ジェネリック医薬品の使用促進の案内をご自宅に送付いたしますので、医師又は薬剤師に相談のうえ、是非、ジェネリック医薬品に切り替えてください。

訪問健康指導

概ね60歳以上の加入者を対象に保健師が勤務先やご自宅を訪問し、生活習慣等に関する健康相談を実施いたします。この事業は、医療費や前期高齢者納付金の削減につながる大変重要な事業ですので、是非ともご利用いただき、生活習慣等の改善に努めていただければ幸いです。詳しくは別途ご案内します。

心血管疾患・糖尿病重症化予防対策事業

40歳から55歳の方を対象に、健康診断の結果やレセプト情報に基づき血圧・血糖値・脂質値関連の数値を踏まえ、生活習慣の改善が必要な方を対象に保健指導を実施いたします。この事業は糖尿病等の疾病予防対策のための事業になります。対象者には別途ご案内いたしますので、是非ともご利用いただき、生活習慣を見直しながら糖尿病等の予防に努めていただければ幸いです。

算定基礎説明会並びに健康教室

事務説明会並びに健康教室を6月に開催する予定ですので、健康保険担当者の皆さま方には、是非ともご出席ください。日時、会場等の詳細は別途ご案内します。

特定健診・特定保健指導

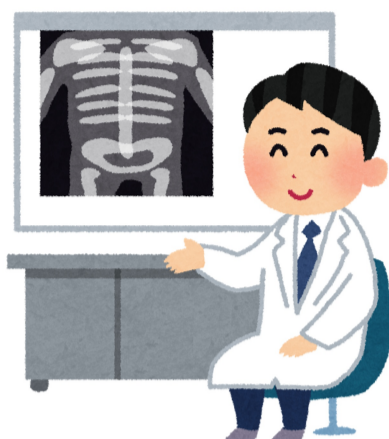
特定健診・特定保健指導は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病等の生活習慣病を減少させることを目的としています。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会であり、生活習慣の改善が必要な方には保健指導を実施します。

つきましては、特定健診、特定保健指導を積極的に受けていただきますようお願いいたします。

特定健診

特定健診は**40歳以上のすべての人が対象です。**

特定健診の健診項目は労働安全衛生法に基づく事業主健診に含まれており、事業主健診の健診結果を提供いただくことで、特定健診の実施に代えられますので、事業主健診結果の提供をお願いします。
(データの提供をいただくと、補助金の対象となります。)



被扶養者の方には、『受診のご案内』と『特定健診受診券(セット券)』を5月頃に事業所を通じて送付します。お住まいのお近くにありますが健診機関をお選びいただき、電話予約をした後、特定健診を受診してください。

今年度より、健診結果から特定保健指導の対象になるとされる方には、健診機関によっては、健診日当日に初回の特定保健指導を受けることができるようになりました。

このため、特定健康診査と特定保健指導をセットした『セット券』を発行します。健診機関で保健指導を勧められた方は、ぜひ、指導を受けてください。

本年度も、京都工場保健会と女性専用巡回型家族健診の個別契約を結んでいます。

京都工場保健会は特定健診項目に加えて胸部X線検査が受けられます。

特定健診受診のご案内と一緒に、京都工場保健会の健診会場のご案内等をいたしますので、特定健診受診券(セット券)により医療機関で受診されるか、京都工場保健会主催の巡回型家族健診で受診されるかを選択いただき、どちらか一方で受診してください。

(双方での受診はできません。)

京都工場保健会で受診される場合は、特定健診受診券(セット券)を提示する必要はありません。

従来により特定健診実施医療機関で特定健診を受けられる方は、当組合ホームページから特定健診等実施機関をクリックすると、健診機関を検索することができます。

特定健診項目

診察	質問(問診)		
	計測	身長	
		体重	
		肥満度・標準体重	
		腹囲	
理学的所見(身体診察)			
血压			
脂質	中性脂肪		
	HDL コレステロール		
	LDL コレステロール		
肝機能	AST (GOT)		○
	ALT (GPT)		○
	r-GT (r-GTP)		○

印 30年度より追加された項目です。

代謝系	空腹時血糖	
	HbA1c	空腹時(食後10時間)測定ができない場合実施
	随時血糖	やむを得ない場合は食後3.5時間以上可
	尿糖	
尿・腎機能	尿蛋白	
血液一般	ヘマトクリット値	医師の判断により実施
	血色素測定	医師の判断により実施
	赤血球数	医師の判断により実施
心機能	12誘導心電図	医師の判断により実施
眼底検査		医師の判断により実施
血清クレアチニン		医師の判断により実施
eGFR		医師の判断により実施

特定保健指導

健診結果と質問票に基づき、生活習慣の改善が必要な方には、『動機付け支援』『積極的支援』に階層化し、保健師等による保健指導を実施しますので、是非ご利用いただき、生活習慣の改善に努めていただきますようお願いいたします。

対象の方には、具体的な実施方法等について、随時お知らせします。

健診日当日の保健指導を実施できない医療機関もあります。健診日当日に保健指導を実施できず、特定保健指導のみ最寄りの医療機関での指導をご希望の方は、当組合が発行する利用券が必要になりますので、申し出てください。

疾 病 予 防

年度内（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の受診日当日に資格を有する被保険者並びにご家族に対し、下記のとおり費用の一部を補助します。

生活習慣病予防健診・短期人間ドック・がん検診の個別契約をしている健診機関は次ページのとおりですが、それぞれの料金・人間ドックコース等詳細に関しては各健診機関又は健保組合にお問合せください。

なお、各種補助金請求書に関しては平成31年3月29日（当組合に必着）までに請求をしてください。

種別	項目	対象者	組合補助金額		申請方法
生活習慣病予防健診		平成31年3月31日現在で40歳以上の被保険者及び被扶養者で、 特定健診項目を満たしている方 年1回限り	被保険者	上限5,000円 (5,000円未満は実費)	医療機関の請求書、領収書（保険診療は対象外）のコピー及び検査結果（コピー又はXMLデータ）を添えて健康保険組合へ補助金請求書を提出してください。XMLデータ料金が発生する場合は健診費用と合わせて請求してください。 【注意】空腹時血糖（食後10時間以上）が困難の場合、HbA1c検査を受診してください。ただし、3.5時間以上の場合は、随時血糖でも特定健診項目を満たしとみなします。食後3.5時間未満の場合で、HbA1c検査を実施されない場合は補助金の対象外となります。
			被扶養者	上限5,000円 (5,000円未満は実費)	
短期人間ドック （一般ドック）		平成31年3月31日現在で40歳以上の被保険者及び被扶養者 年1回限り	日帰りドック	費用の半額 (上限15,000円)	医療機関の領収書（保険診療のものは対象外）のコピーおよび検査結果（コピー又はXMLデータ）を添えて健康保険組合へ補助金請求書を提出してください。XMLデータ料金が発生する場合は健診費用と合わせて請求してください。脳ドック・肺ドック・PET/CTドック等の特殊ドックを受診された場合は、補助の対象となりません。
			一泊ドック	費用の半額 (上限25,000円)	
大腸がん検診	平成30年3月31日現在で40歳以上の被保険者及び被扶養者 年1回限り		便潜血	上限500円	医療機関の領収書のコピーを添えて健康保険組合へ補助金請求書を提出してください。 <u>保険診療で実施したものは市区町村により一部補助を受けている場合は補助対象外になります。</u> <u>補助金請求書様式を変更しました。</u>
胃がん検診			胃透視 胃カメラ	上限2,000円	
肺がん検診			喀痰細胞診	上限1,000円	
前立腺がん検診			PSA	上限1,000円	
子宮がん検診			細胞診	上限1,500円	
乳がん検診			視触診、マメグライ、 乳房超音波	上限2,000円	
インフルエンザ 予防接種		被保険者及び被扶養者 <u>年1回限り</u>		費用の半額 (上限2,000円)	医療機関の領収書のコピーを添えて、事業所で取り纏めて健康保険組合へ補助金請求書を提出してください。 領収書は受診者1人1回の金額が明確にわかる領収書を医療機関で発行してもらってください。 <u>費用の半額に端数が生じる場合は、端数切捨てた額を請求してください。</u> <u>補助金請求書様式を変更しました。</u>

年2回予防接種を実施されている方は、年1回のみ補助のため、どちらか一方を請求ください。

人間ドック等個別契約健診機関

下記の健診機関で人間ドック等を受診されますと、組合補助金額を差し引いた料金で受診できます。

なお、健診コースや費用については、当組合または健診機関へお問い合わせください。

医療機関名	住所	電話番号	契約種別							
			人間ドック <u>(一般ドック)</u>	生活 習慣病	がん検診(オプション)					大腸
					胃	子宮	乳	肺	前立 腺	
特定医療法人中央会 尼崎中央病院健診センター	尼崎市潮江1丁目12番1号	(06)6499-3045 (代表)								
一般社団法人西宮市医師会	西宮市染殿町8-3	(0798)26-9497								
社会医療法人神鋼記念会神鋼記念病院 新神戸ドック健診クリニック	神戸市中央区熊内町 7-6-1	(078)261-6736 (ドック受付)		×	×	×	×			×
独立行政法人地域医療機能 推進機構 神戸中央病院	【本院】神戸市北区惣山町 2丁目1番1号	(078)594-8622 (本院健康管理センター)								
	【ハーバーランド健康管理クリニック】 神戸市中央区東川崎町 1-5-7 (神戸情報文化ビル カルメニ17階)	予約は本院へ 連絡してください								
サニーピアクリニック	神戸市中央区波止場町 3番12号	(078)331-6141 (代表)								
公益財団法人 兵庫県健康財団	神戸市兵庫区荒田町 2丁目1-12	(078)579-3400								
公益財団法人 兵庫県予防医学協会	【健診センター】 神戸市灘区岩屋北町 1-8-1	(078)855-2715 (人間ドック)		×		×				×
	【健康ライフプラザ】 神戸市兵庫区駅南通 5丁目1番2-300号	(078)652-5207 (人間ドック)		×		×				×
公益財団法人 加古川総合保健センター	加古川市加古川町篠原町 103-3	(079)429-2923								
一般社団法人 姫路市医師会診療所	姫路市西今宿 3丁目7番21号	(079)295-3322 (ドック健診)		×	×					×
医療法人社団汐咲会 井野病院	姫路市大塩町汐咲 1丁目27番地	(079)254-6852 (ドック健診)		×	×					×
一般財団法人 京都工場保健会	【総合健診センター】 京都府京都市中京区西ノ京北 壺井町67番地 西大路太子道西入	0120-823-053 (予約・お問い合わせ専用)								
	【宇治支所】 京都府宇治市広野町成田 1番地7	0120-823-053 (予約・お問い合わせ専用) 0774-48-1270 (宇治支所代表)		×					×	
	【神戸健診クリニック】 神戸市中央区元町通 2丁目8番14 オルタンシアビル 3F・4F・10F	0120-292-430 (予約専用) 0120-995-757 (お問い合わせ専用)								
医療法人社団協友会 船橋総合病院	千葉県船橋市北本町 1-13-1	047-425-1153 (健康管理課)								○

新規

契約保養所

宿泊保養施設

保養や疲労回復の一助として、年度内（平成30年4月1日～31年3月31日）の利用日当日に資格を有する被保険者並びにご家族に対し、国内の宿泊施設を利用したとき、年度内1回（宿泊数に関わらず）に限り、大人（中学生以上）2,000円、小学生1,000円を補助します。（小学生未満は補助の対象外です。）

補助対象外施設：法人が契約している会員制リゾート施設、ロッジ、オートキャンプ場、ペンション、その他これらに類するもの及び、会社主催の慰安旅行、労働組合や関係団体等の会議・研修、海外旅行等。

《利用（申込）方法》

利用者が直接、宿泊施設に予約してください。



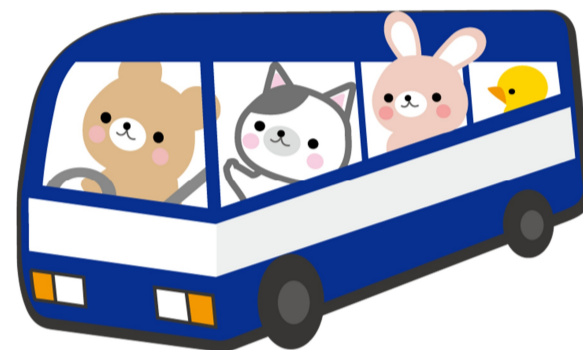
予約後、健保組合まで利用者の氏名・年齢を連絡してください。



後日、利用者氏名、年齢を印字した利用証明書兼補助金請求書を送付します。



宿泊施設で利用証明書兼補助金請求書に利用証明印をもらい、必要事項を記入のうえ当組合に請求してください。



かんぽの宿

利用者が直接、宿泊施設に予約してください。



予約後、健保組合まで利用者の氏名・年齢を連絡してください。



後日、利用者氏名、年齢を印字した利用申込書を送付します。



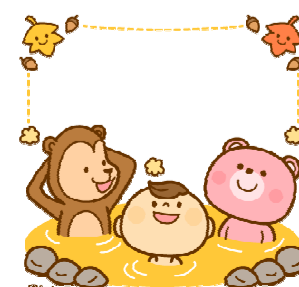
施設利用開始時に必ず利用申込書と健康保険証を提示してください。健康保険証を提示する事で利用料金から、大人（中学生以上）1名2,000円、小学生1名1,000円を差し引いた料金で利用できます。



日帰り保養施設

被保険者並びにご家族の皆さまの保養や疲労回復、健康増進の一助として、下記の施設と割引契約を結んでいます。利用券は当組合で用意しておりますので、日帰り保養施設利用申込書に利用者負担金を添えて、事業所単位でお申し込みください。(利用者負担金を振込の場合は、後日利用券を郵送します。)

契約施設名	一般料金	利用者負担金	備 考
熊野の郷 鳴尾浜温泉 熊野の郷 西宮市鳴尾浜1-1-3 :0798-44-4126 三田温泉 熊野の郷 三田市富士が丘5-2 :079-561-1268	864円 (中学生以上平日) 972円 (中学生以上休日)	400円 中学生以上(全曜日)	チケットは鳴尾浜温泉、三田温泉共通です。 入浴のみ 小人一般料金410円(土・日・祝日464円) [店頭販売のみ] 鳴尾浜温泉は、別途入湯税75円がかかります。
万葉倶楽部 神戸市中央区東川崎町1-8-1 (神戸ハーバーランド) 078-371-4126	2,400円 (中学生以上全曜日) 1,250円 (小学生全曜日) 940円 (幼児3歳~全曜日)	1,200円 (中学生以上全曜日) 500円 (小学生全曜日) 400円 (幼児3歳~全曜日)	有効期限：あり
HATなぎさの湯 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1 :078-231-4126	800円 中学生以上(平日) 900円 中学生以上(土・日・祝)	400円 中学生以上(全曜日)	入浴のみ 小人(小学生以下)一般料金400円、 幼児(3歳から)250円[店頭販売のみ] 有効期限：あり
有馬温泉 金の湯 神戸市北区有馬町833 :078-904-0680	650円 中学生以上(全曜日)	350円 中学生以上(全曜日)	入浴のみ 小学生340円、幼児(5歳以下)140円[店頭販売のみ] 3歳以下無料
有馬温泉 銀の湯 神戸市北区有馬町1039-1 :078-904-0256	550円 中学生以上(全曜日)	300円 中学生以上(全曜日)	入浴のみ 6歳以上12歳未満290円、5歳以下120円[店頭販売のみ] 3歳以下無料
有馬温泉 太閤の湯 神戸市北区有馬町池の尻292-2 :078-904-3117	2,400円 (平日) 2,600円 (土・日・祝・特定日)	1,300円 中学生以上(全曜日)	入浴のみ 子ども(小学生)1,200円(平日) 1,300円(土・日・祝・特定日) 幼児(3歳から5歳)400円(平日) 500円(土・日・祝・特定日) [店頭販売のみ] 30年5月7日から31年3月31日まで改装工事の為休館予定になっておりますので、ご注意ください。また、枚数によっては、ご希望に沿えない場合がありますので、利用される方は、当組合まで枚数・期限等についてお問合せください。 有効期限：あり
加古川天然温泉 ぶくぶくの湯 加古川市加古川町南備後字松葉315-1 :079-456-2614	550円 中学生以上(平日) 650円 中学生以上(土・日・祝)	320円 中学生以上(全曜日)	子ども 平日 一般料金350円、 土・日・祝日400円[店頭販売のみ] 有効期限：あり



体 育 奨 励

姫路市的形的形潮干狩場並びにたつの市御津町新舞子海岸「かもめ」と潮干狩りの利用契約を結びました。被保険者並びにご家族の皆さまで楽しい時間を過ごしてください。 **利用券の払い戻しはできませんので、ご注意ください。**

潮干狩り休憩所

「形的形潮干狩場」

開設期間：平成30年4月1日(日)から6月30日(土)

姫路市的形的形的1718

電話番号：079-254-1964

	一般料金	利用者負担	申 込 方 法
大人(中学生以上)	1,400円	850円	潮干狩り場利用券申込書に利用者負担金を添えて、事業所単位でお申し込みください。(利用者負担金を振込の場合は、後日利用券を郵送します。)
小人(4歳~小学生)	800円	500円	

駐車場有。ただし、駐車料金要(1台：500円)

電車をご利用の方は、山陽電車・大塩駅前より送迎車が出ています。1名からでも送迎可能。

通常は、連絡しなくても電車の到着時刻に合わせて、送迎車が待機していますが、平日のご利用の場合は、連絡していただくと送迎可能です。

事前に貝のばらまき状況を電話で確認のうえ、来場されたほうがより楽しめます。



「かもめ」

開設期間：平成30年4月14日(土)から6月24日(日)

(ただし、4月18日~20日、5月15日~17日、29日~31日、6月13日~15日の12日間は除きます。)

たつの市御津町新舞子海岸

電話番号：(079)322-0028

	一般料金	利用者負担	申 込 方 法
大人(中学生以上)	1,500円	850円	潮干狩り休憩所利用券申込書に利用者負担金を添えて、事業所単位でお申し込みください。(利用者負担金を振込の場合は、後日利用券を郵送します。)
小人(3歳~小学生)	1,000円	550円	

事前に貝のばらまき状況を電話で確認のうえ、来場されたほうがより楽しめます。

利用券の払い戻しはできませんので、ご注意ください。

駐車場有。ただし、駐車料金要(1台：500円)

夏期プール・海の家・冬期アイススケート

施設と利用契約を結び利用いただくよう準備を進めています。詳しくはホームページに掲載しますのでご確認ください。

加古川地区スポーツ施設

健康保持増進のため、下記の3施設(プール及びジム)と割引契約を結びました。クーポンは当組合で発行しますので、申込書により申し込んでください。なお、組合補助はありませんので現地でクーポン券を提示し、利用料をお支払いのうえご利用ください。(クーポン券は3施設共通で、有効期限は平成31年3月31日です)

- ・加古川スポーツ交流館 住所：加古川市別府町東町157-2 電話番号：079-436-7400
- ・加古川ウェルネスパーク 住所：加古川市東神吉町天下原370 電話番号：079-433-1100

	通常料金	利用料	申 込 方 法
マシンジム(16歳以上)	500円	430円	加古川地区スポーツ施設クーポン券申込書に記入のうえ、事業所単位でお申し込みください。
プー ル(16歳以上)	700円	600円	
プー ル(小・中学生)	400円	350円	

平荘湖アクア交流館 住所：加古川市平荘町里1137-12 電話番号：079-428-2015

	通常料金	利用料	申 込 方 法
マシンジム	設備なし		加古川地区スポーツ施設クーポン券申込書に記入のうえ、事業所単位でお申し込みください。
プー ル(16歳以上)	700円	600円	
プー ル(小・中学生)	400円	350円	

その他の事業

事業所訪問

健康保険事務を円滑に進めていくためには、事業主及び健康保険委員並びに事務担当者の皆さまのご協力が不可欠です。健康保険制度のお知らせ、当組合からのお願い、相談、保健事業の案内等のため事業所を訪問させていただくことがあります。

なお、訪問に際しては事前にご連絡をいたしますのでご協力をお願いします。

柔道整復術療養費の受療内容の文書照会について

平成24年3月12日付けの厚生労働省通知「柔道整復術療養費の適正化への取組について」により、「整骨院において、多部位（負傷の部位が複数）長期又は頻度が高い施術を受けた方に対して、文書照会を実施し、柔整療養費の支給適正化に努めること」との指導があったことから、療養費支給申請書の施術内容を確認し、その結果、施術内容について照会の必要が生じた場合は、文書による照会を実施しておりますので、回答期限までにご回答いただきますよう、加入員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

負傷原因届について

ケガ等の負傷で受診されたときは、個人情報保護の観点から負傷原因届を直接被保険者の自宅へ郵送し、提出をお願いしておりますが、その内容を被保険者の同意を得て事業所担当者様に確認をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

被扶養者再確認について

当組合では、健保組合事業運営指針に基づき被扶養者の認定の適正化と財政健全化のため、毎年12月に被扶養者として認定している方の現況を確認させていただいております。

平成30年度も例年どおり、被扶養者のおられる加入員様には事業主様を通じて現況届をお送りしますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

被扶養者の認定条件から外れたまま抹消の手続きを忘れると、さかのぼって被扶養者資格を抹消されますので、病院で治療を受けていた場合は、その医療費が全額自己負担になります。また、国へ納付する「後期高齢者支援金」や「介護納付金」が増えてしまい、組合財政に大きな影響を与えますので、届出もれがないよう、充分ご注意ください。

資格取得届・資格喪失届・被扶養者（異動）届は5日以内に

資格取得届、資格喪失届、被扶養者（異動）届の提出は健康保険法で5日以内と定められています。提出が遅れますと、健康保険証がまだ手許にないため自費診療となったり、資格がなくなった後の病院等の受診により、無資格診療となり、後日診療費を返還していただくこととなりますので、5日以内の提出にご協力ください。

健康セミナー、講演会等の開催案内について

健康保険組合連合会兵庫連合会では、事業所における労務管理、健康管理に携わっている方や健保組合加入員の皆さまを対象に、年間を通じて生活習慣病、糖尿病、歯周病、うつ病等の健康に関する様々なセミナー、講演会等を専門の医師等を招請して定期的を開催しております。

この開催についての案内を当組合ホームページによりお知らせいたしますので、是非、ご参加いただき健康管理にお役立てください。